

「茅ヶ崎市地域情報化計画（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成27年 7月31日（金）～ 平成27年 9月 1日（火）
- 2 意見の件数 73件
- 3 意見提出者数 12人

4 内容別の意見件数

項目	件数
事務事業に関する意見	24件
課題の変化に関する意見	5件
情報セキュリティ・情報モラルに関する意見	5件
災害時のICT活用に関する意見	3件
計画の実行指針に関する意見	5件
新しい技術活用に関する意見	2件
計画全体に関する意見	13件
計画策定方法に関する意見	2件
文言の修正に関する意見	12件
電子自治体に関する意見	1件
その他の意見	1件
合計	73件

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 企画部 情報推進課 情報推進担当
☎0467-82-1111（代表）
e-mail:jouhousuishin@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■事務事業に関する意見（24件）

(意見1) 現在、携帯電話、パソコン、インターネット、ホームページ、スマートフォン、SNS、SMS、タブレット等ICTによる情報提供が急速に進んでおります。ICTによる情報提供は非常に早く、又、便利のため今後益々進んでいくと思います。

しかし、このICTによる情報提供を活用出来ない多くの高齢者達が居ます。

この高齢者に対する情報提供をどうするか。高齢者の情報提供を無視することは出来ません。今まで通り書類による情報提供が必要です。

高齢者が行政に質問をしたら、「それはホームページに載せてあります。」と答え、いかにもホームページを見ないのが悪いと思われる回答がありました。

ICTによる情報提供を活用出来ない高齢者が決して悪いわけではありません。時代の流れでそうなっているのです。高齢者も無視しないで書類による情報提供をしなければなりません。この点行政の若い職員は十分に心に止めておかななくてはならないと思います。

(市の考え方)

高齢者の方への効果的な情報提供といたしましては、25ページに記載しています事務事業「高齢者や障害者の安定的な生活を確保するシステムの導入の検討」の中で検討することとしています。この中では、ICTを活用出来ない高齢者の方への対応につきましても配慮し、検討を進めてまいります。

(意見2) パソコン・インターネット・ホームページ・携帯電話等ICTによる情報提供は非常に利用範囲が広く、又情報伝達も早く便利のため、今後防災・医療・教育・福祉・行政・子育てなどで幅広く活用すべきだと思いますが、その活用方法も十分考えなくてはならないと思います。ICTによる情報提供を特に活用したら良いと思うことは次のとおりです。

- ① 高齢者や障害者の安定的な生活を確保するシステム導入。
- ② 小・中学校の安全管理におけるICT活用。
- ③ ICT活用した災害応急対策の効率化。
- ④ 子育てサポートするシステム導入の検討。
- ⑤ ICTを活用した地域コミュニティの醸成と市民サービス向上のための日常業務における情報共有の促進。

(市の考え方)

特に活用したら良いと思われる事項として①～⑤まで上げていただいておりますが、

①～④につきましては、20ページ以降に記載しております「3 情報化計画の施策」の中で掲げさせていただいておりますので、記載のとおりICTの活用を進めてまいります。「⑤ ICTを活用した地域コミュニティの醸成と市民サービス向上のための日常業務における情報共有の促進」につきましては、ちがさき情報化プランの中でもプロジェクトとして掲げて、検討してまいりました。本計画の中でも引き続き検討することとし、38ページに記載しております「双方向コミュニケーションツールの導入及び活用の検討」の中で、SNS等を活用し実現が可能か検討してまいります。

（意見3）個人情報等情報の流出とか子供におけるスマートフォン・SNS・SMSの取り扱いなど間違っただけ活用すれば問題を引き起こすこともあると思いますので、行政はその活用方法も指導する必要があると思います。ICTによる情報提供で注意すべき点は次の点だと思います。

- ① サイバー攻撃等による個人情報及び他の情報の流出。
- ② 子供のツイッターやフェイスブックなどの取り扱い方法の指導。
- ③ ICTのみでなく書類による情報提供の推進。
- ④ ICTによる「市民サービスの向上」及び「地域コミュニティ」の推進。
- ⑤ ICT情報提供による犯罪の防止対策。

（市の考え方）

ICTによる情報提供で注意すべき事項として①～⑤まで上げていただいております。①、②に関しましては、情報セキュリティ、情報モラルに関するものとなりますが、

①に関しましては50ページに記載しております「情報セキュリティの強化」の中で、セキュリティ研修、セキュリティ監査により対策に取り組んでまいります。

②に関しましては、39ページに記載しております「児童及び生徒のICT教育の推進」の中で児童及び生徒の情報モラルの意識向上に関する教育を推進していくこととしております。

③に関しましては、意見1とも関連いたしますが、ICTによる情報提供を推進していく上で、ICTを活用する環境にない方々への対応につきましても留意し、検討・実施してまいります。

④に関しまして、「市民サービスの向上」につきましては、本計画の施策の一つとして、その実現のための事務事業を掲げているところです。

「地域コミュニティ」の推進につきましては、意見2の回答にも関連しますがSNS等を活用し実現が可能か検討してまいります。

⑤に関しましては、28ページに記載しております「小・中学校の安全管理におけるICT活用」、38ページにある「情報発信システムの普及及び活用」のメール配信システムの活用等で犯罪防止対策を検討してまいります。

(意見4) 施策の詳細の中で、高齢者や障害者がICTを活用できる方策を検討されるようですが、是非実効性のある実現化フローを示していただきたい。自治会等における地域内での行動指針になることを期待したい。

(市の考え方)

関連する個別計画と整合性をとり、事務事業を推進するに当たり検討してまいります。

(意見5) 安定的な生活を確保するシステムとは何か？既に要介護認定システム等は存在しているが生活保護のシステムのハードとソフトの内容を具体的に示して欲しい。

(市の考え方)

安定的な生活を確保するシステムの検討としては医療及び介護の情報を双方で共有できるシステムのことを示しています。

生活保護のシステムは既に導入されていますが、現在導入されているハードとソフトの内容を計画の中で具体的に示すことは計画の内容にそぐわないと考えますのでご了承ください。

(意見6) オープンデータの充実についていくつか意見として提出させてください。公開しているオープンデータについて、AEDやWifiやトイレ、電源の取れる場所、防犯に役立つ目的でひたたくりが起きた場所などを増やすというのはいかがでしょうか。民間が同じような情報を出している場合もありますが、市役所が出した情報の方が信頼できるという意味でも価値があると考えます。また、オープンデータの公開の仕方について、電子行政オープンデータ戦略を元に、WebAPIなどを提供するというのはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

(意見7) H27年8月現在、オープンデータとしてどの程度の規模となっているのか？どの分野を充実するのか？

(市の考え方)

オープンデータは防災情報、統計情報等13種類を公開しています。

オープンデータの充実につきましては、意見としていただいているデータも含め、各種様々なデータについて保有状況、公開の可否につきまして確認し、推進してまいります。

また、本市では平成27年度にアプリコンテストの開催を予定しており、そこで開発されるアプリを参考にどのような分野のデータが利用されるのかを確認し、利便性の高いデータのオープンデータ化を推進してまいります。

WebAPIの提供につきましては、国や他自治体の動向を確認しながら検討してま

います。

(意見8) 茅ヶ崎ゴルフ場利用についてはじめ市として、情報発信が不足していると思います。早く正しく分かりやすい情報発信を望みます。

(市の考え方)

38ページにある「情報発信システムの普及及び活用」の中で分かりやすい情報発信の方法を検討してまいります。

(意見9) 28ページ「ICTの活用による地球温暖化対策」推進地球温暖化対策の推進へのICT活用の具体例を示してほしい。とても素朴なアナログ的努力の積み上げで達成されるものはず。例えばCO2排出原単位の高い自家用車から自転車通勤等だ。

(市の考え方)

地球温暖化対策の推進へのICT活用として、27年4月より地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」を開設しました。このサイトは、行政からの一方的な情報提供だけでなく、市民や事業者の皆様が取り組んでいる地球温暖化対策に関する情報を提供していただける参加型のサイトであることが特徴であり、市民、事業者の皆様と行政が情報を共有、交流することにより、ご意見にあるような地球温暖化対策の具体的な行動を実践していただくことを目的としています。

(意見10) 29ページ「下水道施設の設備現況データベース充実の検討」について、平成27年8月現在のデータベース化の実績を知りたい。

(市の考え方)

下水道管路施設が既にデータベース化されており、下水道台帳として公開しています。この事務事業では、下水道管路以外の設備現況のデータベース化について費用対効果を考慮しながら検討してまいります。

(意見11) 32ページ「ICTを活用した被災者の生活再建支援の効率化」について、被災者の定義、生活再建支援の項目を問う。これらの組み合わせである事務事業を執行するシステム設計を誰が分担するのか？情報推進課は？

(市の考え方)

この事務事業は、被災者生活再建支援システムを活用し災害発生時に、り災証明書が必要な方に対し、効率的に発行するための研修、訓練を実施することとしています。

この事業における被災者とは、災害により財産を失った方等で、生活再建のために、り災証明書、り災届出証明書を必要とする方です。主に市内に居住している方、又は市内に

家屋を所有している方が対象となります。

生活再建支援の項目は、り災証明書を使って行われる予定の支援金、義援金の給付や仮設住宅の入居申請、市税や保険料の減免手続き等が想定されています。

事務事業を執行するシステム設計は防災行政全般を担当する防災対策課を中心に、り災証明書の発行を担当する資産税課、市民税課、収納課や各種支援を担当する各課が協力して行ってまいります。情報推進課としても必要に応じてシステム設計や運用方法の検討に対し助言をしてまいります。

(意見12) (項番14) 21頁及び別紙2で担当課は企画経営課のみ、情報推進課が担当しなくてもセキュリティ確保ができる程にやさしい問題か？

(意見13) 34ページ「個人番号(マイナンバー)の活用の推進」について企画経営課のみでできる事務事業ではないはずで、しかも遅れている。情報推進課は何故担当しない

(市の考え方)

本計画の中で担当課は主たる担当課のみ記載しており、事務事業の趣旨として個人番号(マイナンバー)の活用としているため、担当課を企画経営課としています。

システムに関することや情報セキュリティに関することについては情報推進課が中心となって進めています。

マイナンバー制度の導入については、関係部署が連携し制度の運用を進めています。

(意見14) 34ページ「電子申請届出システムの普及及び活用」について、現状の進捗は？電子認証のレベルは？

(市の考え方)

認証の方法としては、利用者が定めるIDとパスワードです。

平成27年4月に新しい電子申請システムが稼働し、携帯電話及びスマートフォンでの申し込みも可能となりました。電子申請可能な手続きについてはホームページで公開しています。

(意見15) 36ページ「ICTを活用した公共施設サービス」について具体的な公共施設とそのサービス名とシステムを問う。

(市の考え方)

提供するサービスとしては、施設予約システムや公衆無線LANの整備になります。

これまでは、公民館やコミュニティセンターを中心に実施してまいりました。

今後につきましては、特に公衆無線LANの整備については設置することが有益な公共施設を選定し、実施してまいります。

システムの名称を計画の中で具体的に示すことは計画の内容にそぐわないと考えますのでご了承ください。

(意見16) 38ページ「双方向コミュニケーションツールの導入及び活用の検討」について、ツールの導入のコストに見合う効果を知りたい。ツール名も知りたい。

(市の考え方)

本事務事業としては、ツイッターやフェイスブックといったSNS等を全庁的に活用していくためのものとなります。市が情報発信した内容に対する反応が即時性をもって確認出来るといったメリットがあります。

(意見17) 中小企業の現状を把握しているか？(中小企業の定義)
何名がICTのツール(ハード)を現在利用しているか？厳しい経営状況で、ICTへの支援制度はあるのか？

(市の考え方)

中小企業の現状については、継続して実施している事業者訪問や関係団体等との意見交換などにより把握に努めておりますが、ICT導入等の詳細な情報を収集し、統計データとして有しているものではございません。

また、市では、中小企業がICTを始めとする生産性や効率性等を向上させる設備投資に対して、金融機関と連携を図った融資の実施、利子や信用保証料に対する助成、固定資産税の税制優遇等、様々な支援を行っています。

(意見18) 47ページ「ビッグデータサービス活用の検討」について、投資と効果の判定方式を市は示せるのか？

(意見19) ビッグデータの定義と活用分野を示してほしい。

(市の考え方)

ビッグデータは、主に新事業・新サービス創出等のための分析に用いられる巨大なデータ群のことですが、「世界最先端IT国家創造宣言」の中にも「ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進」とあり、活用を推進していくことが記載されています。この活用の方法については、本事務事業の中で具体的な実行内容を検討したうえで、それにかかる投資と効果を整理し、投資を伴う事業として実施するかを判断します。

(意見20) 47ページ「クラウドサービス活用の検討」について、マイナンバー制度の導入による自治体のクラウド化によるメリット(システム間の集約と利便性UP、コストの削減、市民サービスの向上等)を理念ではなく具体的数値で示してほしい。また、必ずあるデメリットも教えてほしい。その対策は何か?

(市の考え方)

自治体クラウド化によるメリットは、集約化によるコストの削減、全国統一のシステムを利用、運用することにより国が定めるセキュリティ水準を含めた運用の基準の確保が挙げられます。

マイナンバー制度実施に係る自治体のクラウド利用につきましては、国の方針で定められており庁舎にサーバを置いた場合との数値による比較は困難です。

デメリットは障害発生時にクラウドを利用する自治体全体の運用に支障が出るものが上げられます。対策については、障害検知等を国が適切に実施しており、その危険性を最小限にしています。

(意見21) 49ページ、50ページ「基幹系システムの適正な運用」、「内部系システムの適正な運用」について基幹系と内部系の詳細説明を求める。適正な運用とは何に対してどのようにする事か?

(市の考え方)

基幹系は住民記録、税、国民健康保険といった住民情報を扱うシステムであり、内部系は財務会計、庶務事務、文書管理といった職員が内部事務を行う際に利用するシステムです。基幹系の適正な運用とは、平成27年1月に稼動した新たなシステムについて、安定したサービス提供が行えるように運用していくことです。

また、内部系の適正な運用とは、平成28年度に予定しているシステム更新を滞りなく行うとともに、更新されたシステムについて、安定した利用が行えるよう運用していくことです。

(意見22) 53ページ「複合機のオンライン管理」について複合機の定義は?

(市の考え方)

コピー、プリンタ、スキャナ等の機能を複数有する機器を指します。

(意見23) 54ページ「税務地図情報の高度利用の検討」について自動計測機能による計測制度はいくらか?

(市の考え方)

法務局が所持している測量図の精度に準ずるものを目指します。

(意見24) 小学児童への「緊急ブザー(防犯ブザー)」配布が継続事業とされていますが、このブザー発信時には何らかの方法でどこかで受信できる仕組みでしょうか(知識不足で申し訳ありません)。この素案での問題ではありませんが、児童が下校時にふざけて鳴らしているところを見受けますので。

(市の考え方)

緊急ブザー(防犯ブザー)については、周囲にいる方へブザーの音で緊急を知らせるものであり、ブザーからの発信音をどこかで受信できるシステムはありません。ブザー音を聞いた周囲の方に児童への緊急対応をしていただくために身に付けてもらっています。ブザーの誤った使用の防止のため、配布時などに小学校及び家庭でブザーの役割や正しい使用の仕方を徹底していただくよう周知してまいります。

■課題の変化に関する意見(5件)

(意見25) 公開したオープンデータで振興の実績はいくらか?

(市の考え方)

これまでのオープンデータの活用実績としては、これまで活用の連絡をいただいているものとして、3つのアプリが作成されています。

茅ヶ崎市では新規サービスの創出による市民サービスの向上を目的として、平成26年11月よりオープンデータを公開しています。

オープンデータは、国のIT戦略の中でも重要施策の一つとして位置づけられていることから、今後もよりオープンデータを充実させ、新規サービスの創造による振興をより一層促してまいります。

(意見26) 新規産業の振興について実績が向上しない運用は何か?(Dataの不正? 地場産業の力不足?)を分析したか?

(市の考え方)

ICTの活用による新規産業の振興への課題に対する取組といたしましては、新規産業の実績を直接向上させるということではなく、新規産業が振興される環境を整備するためのものとしております。

そのため、今回引き続き課題としているのは、実績が向上していないためではなく、国等で定められている施策の中でオープンデータや公衆無線LANをより一層整備することが求められているため、課題としております。

(意見 27) 7 ページに地域ポータルサイトとあるがそれは何か？ ネットワークと ICT の表現の差は？

(市の考え方)

地域ポータルサイトとは、ちがさき情報化プランのプロジェクトとして掲げていたものとなります。地域の活動状況に沿った情報を提供するとともに、多様な主体間の交流の場を実現するためのものであり、これまで食と農業のポータルサイト「おいしい茅ヶ崎」及び子育て情報サイト「Fubolabo ちがさき」を開設しました。

文言に対する説明を脚注に追記することとします。

ネットワークと ICT の表現の差につきましては、ICT はネットワークを含む情報化技術全般を指しているものとさせていただいており、より広く技術を活用することを趣旨とし、表現を変更しています。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
7 ページ 脚注の用語の説明	7 ページ 脚注の用語の説明
3 無線 LAN：無線通信を利用してデータの送受信を行うネットワークのこと。	3 無線 LAN：無線通信を利用してデータの送受信を行うネットワークのこと。
4 SNS：Social Network Service の略。インターネット上の交流を通して社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。	4 SNS：Social Network Service の略。インターネット上の交流を通して社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。
5 地域ポータルサイト：地域に関する情報のポータル（玄関、入り口、拠点）として、イベントなどの各種情報を取り扱うウェブサイト。	

(意見 28) 災害時の高度な対策とは何か？

(市の考え方)

GIS（地図情報システム）を活用した効率的な情報収集や効果的な情報分析、動画配信などによる市民の方への分かりやすい情報提供などを指します。

(意見 29) プランと計画は何故同一か？ 13 課題中 11 課題は全く同一文言である理由は何か？ 何が問題になっているか不明瞭だ。

(市の考え方)

課題につきましては、ちがさき情報化プラン策定時に比べ一定の成果はみられるものの、ICT を取り巻く環境は日々変化していること、定義されている課題が広範に

わたるものであることから、茅ヶ崎市地域情報化計画においても継続して対応することとしております。そのため、文言の変更は行っておりません。

■情報セキュリティ・情報モラルに関する意見（5件）

（意見30）行政経営の中で、情報セキュリティの強化がうたわれていますが、最大の課題は運用原則が遵守されるかどうか、すなわち市職員や業務受託者の個人の資質に掛かってくるものです。“マイナンバー”運用も近い将来、机上の強化に止まらないようお願いしたい。

（意見31）ICTは利用者にとっては便利な反面、これを悪用する犯罪や複雑化するサイバー攻撃が増加していますが、セキュリティ対策はどの程度の確度を期待しているのですか。少なくとも「情報セキュリティの配慮」という表現は、如何なものかと思えます。

（市の考え方）

情報セキュリティにつきましては50ページに記載しております「情報セキュリティの強化」の中で、セキュリティ研修による職員一人一人の意識向上、セキュリティ監査による業務運用の改善を図ってまいります。

ご意見をいただいているとおり、ICT技術の発展に伴い情報セキュリティリスクも年々複雑化、多様化しております。

このような状況の中で情報収集を随時行い、その時代に適した情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティ侵害を防げるよう努力してまいります。

「情報セキュリティの配慮」につきましては情報セキュリティに常に注意しながら実施していくことを表現しておりますので、このままの表現といたします。

（意見32）市民に対してもセキュリティの重要性や、情報モラルについて徹底した周知を図る施策が欠落しているのではないのでしょうか。

（市の考え方）

市民の方への情報セキュリティ、情報モラルの重要性の周知につきましては、各場面に応じて実施を検討してまいります。

例えば、児童及び生徒の情報モラルの意識向上に関する教育の推進につきましては、39ページに記載しております「児童及び生徒のICT教育の推進」の中で検討することとしています。

(意見33)この度の各種法改正にリンクして変化するセキュリティー対策や標的型攻撃に対する備えを問う。

(市の考え方)

各種法改正に伴うセキュリティー対策等は適宜行っておりますが、特に個人番号（マイナンバー）への対応につきましては、国よりセキュリティーに関する対策の方針が示されておりますので、それに合わせたセキュリティー対策に取り組んでいます。

(意見34)情報推進課は全体的なセキュリティーのみに各部内の持つパッケージシステム等やインターネットに接続しているPC等へのセキュリティーに責任と支援の義務はないのか？内部からのデータ流出は皆無ではない。アクセスログや鍵の2重3重ロックはどうなっているのか？責任者は誰か？

(市の考え方)

所属内の情報セキュリティーの管理・責任者は、各所属長としております。情報推進課は、市の情報セキュリティーを統括し、管理する立場から各課が導入するシステムについて情報セキュリティーの観点から必要となる対策等について定めています。また、職員に対して毎年情報セキュリティー研修を実施し、情報セキュリティーに関する意識向上に努めるといった支援を実施しています。アクセスログの取得等については、適切に実施しています。

■災害時のICT活用に関する意見（3件）

(意見35)ICTを活用した災害関連の情報について、避難所の状況や資材の情報共有といった市の管理的な側面から見た情報共有は計画の中で述べられていますが、市民に向けた避難等の参考となるような情報の提供や共有についても、より充実することが望まれると思います。

(市の考え方)

本計画の中では、防災訓練における指導などに活用してもらうため、避難所で備えている資機材の取り扱い方法の動画配信などを検討するものですが、その他、防災に関する情報についても積極的に情報を発信してまいります。

(意見36)災害時利用の為、各家庭に光回線の充実の方が良いと思われれます。

(市の考え方)

災害対策に関する取組といたしましては、市としても必要なことであると考えており、本計画の中でも様々な取組を進めていくこととしております。

しかしながら、ご意見の内容について市で実施することは困難であると考えます。

(意見37) 避難所に情報収集の為のコンセント(1カ所に5個)を災害時に市役所等への連絡の為用意した方が良いと思います。ケイタイ、スマホ、パソコン、ラジオ用に。

(市の考え方)

市内各地区の拠点(避難所)である公立の小・中学校が、情報の収集、発信のために市役所等と連絡を取る手段としましては、電気が通じる状態であれば施設内の既設コンセントで電話等を使用します。また、電気が通じない状態も想定し、MCA無線機を配備しております。

■計画の実行指針に関する意見(5件)

(意見38) クラウド活用のデメリットは何か?クラウド方式が便利な具体例はどんな事務事業が考えられるか?

(市の考え方)

クラウドは一般的にコスト削減が大きなメリットですが、場合によっては、クラウドの方が高価になるケースもあります(例えば、1ユーザあたり定額料金のクラウドサービスの場合、利用者数が少ないとクラウドの方が安価だが、利用者数が増えると自庁に機器を設置したほうが割安になる)。

クラウド方式が妥当となるケースとしては、クラウドサービスが提供されていること(すべてがクラウドサービスで提供されているわけではない)、前述のようなコスト削減メリットが得られること、クラウド利用に際して明確な阻害要因がないことといった点をすべて満たす場合になります。

(意見39) 検討不十分な代替によるパッケージシステムではカスタマイズの必要性も生ずるケースが現に存在する。又法令等の改正も生ずる。カスタマイズの抑制は必ずしも正論ではないと考えるか市担当者間の意見を問う。

(市の考え方)

カスタマイズについてはすべてを抑制するわけではなく、カスタマイズを行わないと住民サービスが低下する、カスタマイズを行わないと業務効率が著しく低下するといったケースについては、必要に応じたカスタマイズも検討することとしており、カスタマイズを最小限にしていきたいという考えとなっています。

なお、法令等の改正についてはカスタマイズで対応するのではなく、パッケージの基本機能としてバージョンアップとして行うシステムが適切なパッケージであると考えています。

(意見40) 業務継続計画のどこに何を基準に配慮するのか? 「業務継続性」の定義を知りたい。

(市の考え方)

茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市情報システム業務継続計画」を定めており災害時においても業務継続が可能なようマニュアルの整備やバックアップの取得等を定めております。

このことを実施することにより、災害時でなくシステム障害時等においても業務を継続出来ると考えおります。

(意見41) 「茅ヶ崎市情報セキュリティ指針」のコピーを入手したい。

(市の考え方)

「茅ヶ崎市情報セキュリティ指針」は「茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針」と「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」からなっております。

「茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針」については、ホームページで公開しておりますのでそちらからご確認いただけます。

「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」については市の情報セキュリティに関する詳細な運用が記載されているため非公開とさせていただきます。

(意見42) 電子入札はどの程度の効果があるのか? 先進事例(成功例と失敗例)を知りたい。条例や規則・規定との関係は適正であるか?

(市の考え方)

茅ヶ崎市では、神奈川県、県内28市町村、県内広域水道企業団が共同で運営する「かながわ電子入札共同システム」に参加し共同で運営しております。

電子入札制度の導入の成功例といたしましては、入札等の電子化による業務の効率化、透明性・公平性の向上及び応札者の利便性向上があります。

入札等の電子化による業務の効率化においては、応札業者が多数となった場合でも、応札の判定が正確で、開札が迅速に行えるようになったこと、指名通知書をはじめ、紙文書を大量に準備する必要がなくなり作業時間の短縮がはかれたことなどがあげられます。

透明性・公平性の向上においては、業者同士の接触機会及び業者と市職員との接触がほぼなくなったことなどから、公平性及び透明性が増したことがあげられます。

応札者の利便性向上は、入札のため来庁する必要がなくなったことがあげられます。

また、失敗例といたしましては、パソコンやネットワークに詳しくない業者にとりましては、電子入札を行う設備環境を整えることができず、電子入札により行う入札に参加することができない、また、電子入札を行うに当たり、パソコンがうまく稼働せず入

札できなかつた、インターネット上で公開されていた入札情報を見落とし、期限までに入札できなかつた、入札金額を誤って入力してしまい、入力した金額では契約することができず、契約を辞退するといった事象があります。

先進事例といたしましては、例示することは難しいですが下記URLにおいて、導入実績の情報が掲載されております。

http://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html

なお、本市の電子入札につきましては、条例や規則・規定との関係は適切です。

■新しい技術活用に関する意見（2件）

（意見43）計画の中で、タブレットやインターネット、ICT利活用については触れられていましたが、ロボットについてはあまり触れていませんでした。

ある一定の年齢を超えると携帯電話やタブレットを（例え持っていたとしても）使用する回数は低下します。そのため、ピンと来ない方は非常に多いのではないのでしょうか。

最近ではテレビでもロボットをよく目にしますが、恐らく今後を見据えて行くうえで、ロボットや人工知能の利活用は加速度的に増加すると考えられます。そこで、市役所の窓口でロボットを設置する案を提案させて頂きました。ロボットは人間とのふれあいの中で自律的に反応しながら楽しませてくれるものもあります。

そのため、お子様から老人まで、ロボットと触れ合うことができ、茅ヶ崎市がICTの最新技術に注力しているという大きなアピールポイントになります。

また、ロボットにはサイネージとしての機能があり、窓口案内等にも利用できるものもあります。さらに、アプリを開発して、動かすことが可能なものもあり、地域の小中学校、高校と連携してアプリコンテストなどを開催することもできるのではないのでしょうか。

まだまだロボットは高価なものという認識がありますが、比較的安価に入手可能なものもあるので、導入を検討することを提案します。

（市の考え方）

ロボットの利用につきましては、他市においても観光案内等で利用を開始しているようですが、まだ利用の実績や効果がなかなか見えて来ないことから今回の本計画の事務事業に掲載することは見送らせていただきます。

しかしながら、このような新しい技術の動向につきましては、今後も調査を進めていき、中間評価時の見直し等で反映していくことを検討してまいります。

(意見44) 茅ヶ崎市地域情報化計画素案の「情報発信システムの普及及び活用」についていくつか意見として提出させてください。情報発信を行うための仕組みの一つとしてiBeaconやNFCなどを利用することで、位置情報やその地域の情報を埋め込み、スマートフォンからその情報を利用して使用者へ通知することができるかと思われます。調べたところiBeaconやNFCの単価は、iBeaconはかなり安価のようです。はじめは試験的に数カ所に設置してこのようなことができるという事例を作る必要があるかと思われますが、そのような事例が少ないこと自体も実施の価値の一つと考えます。

(市の考え方)

ご意見をいただいている内容につきましては、プッシュ型の情報発信のサービスとして有効なものであると考えます。

意見43でいただいたものと合わせこのような新しい技術の動向につきましては随時確認し、検討してまいります。

■計画全体に関する意見（12件）

(意見45) 計画策定の流れの中で、市の課題として「今後急速に進む高齢化への対応」があげられていますが、高齢化とICT活用の関係についての糸口が見えないのは残念です。

(市の考え方)

本計画の中では、25ページに記載しております「高齢者や障害者の安定的な生活を確保するシステムの導入」を推進することで高齢化への直接的な対応を行うとともに、41ページに記載しております「市民のICT教育の推進」の中で高齢者の方等パソコンに不慣れな方がICTを活用できる環境作りを支援していく考えとなっております。

(意見46) 施策の全体像の中で、自治体やNPO法人等の地域団体との連携といった事業は、基本コンセプトや施策の柱のどれに関連するのでしょうか。市の直接施策ではないということでしょうか。

(市の考え方)

NPO法人等の外部組織との連携につきましては、55ページ「4 情報化計画の推進にあたって」に「ウ外部組織との連携、外部組織の活用」とあり、事務事業を推進していくに当たっては必要に応じて外部組織を有効活用し、適切に推進していくこととしております。

(意見47) 地域情報化計画策定に当たり、情報通信技術（ICT）の活用のみ記入してありますが、ICT以外の既存（紙をはじめ）の地域情報化計画も併せて記した方が、情報化についての見落としもなくなりすべての市民共有できる地域情報化計画になるのではないのでしょうか。

(意見48) 当情報化の理念で「誰もが情報にふれ…」とあります。それには情報通信技術（ICT）活用のほか、ICT以外の情報化の推進も必要ではないのでしょうか。

(市の考え方)

本計画につきましては、茅ヶ崎市のICT活用に関する方向性を示した計画となりますので、全てを掲載することは難しいと考えます。

ただし、ICT活用を推進していくにあたっては、ICTを活用することが出来ない方へも配慮し、推進してまいります。

(意見49) 他の計画や個人情報条例等との整合性は図れていますか？

(意見50) 市条例との相関・リンク。事務事業は原則、市条例（現在改正中もあるが）に基づくもの。これらを元々踏まえて、反映しながらの計画作りとなっているのか？ 64頁の中にそれらの文言が見当たらない。個別に聞きたい。

(市の考え方)

本計画の策定に当たり他の計画との整合性については確認しております。

また、計画にある事務事業を実施する場合においても他の計画との整合性については適宜確認してまいります。

(意見51) 計画を進めるにあたっての経費が計上されていませんが、どの位を想定しているのですか、また今後のコストシュミレーションはどうなっているのですか。

(意見52) 事務事業推進に要するコストの記述が全くない。別紙1には3本の施策の柱にそれぞれ13、19、12の項番が計44の事務事業がある。勿論話題の（14項番）マイナンバー制度の推進もある。H29-7月には専用のサイトで各種の行政手続きが始められる。又、保健所業務システムの開発導入もすぐそこに来ている。理念と計画案だけでは事務事業は不可能。

(意見53) 新規事務事業を含めて44の事務事業を5年で完成させる(?)計画であるが、費用対効果の評価もなく必要コスト(ランニングコストや改修費も含む)の記述はどこにも無い。

(意見54) 「ちがさき情報化プラン」の定性的評価は別紙1にあるがH21年度からH27年度(見込み)の充当予算(ハード及びソフト並びにランニングコスト)と充当率(実算)並びにH28~32迄の概算充当予算を市民に公開されたい。

(市の考え方)

本計画は茅ヶ崎市がICTを活用する方向性や事務事業を掲載しております。

茅ヶ崎市地域情報化計画に記載されている事務事業については、総合計画第3次実施計画の実施計画事業と整合性を図り、その実効性を担保していくこととしておりますが、総合計画第3次実施計画については、現在策定中であり、具体的なコストを提示できる段階にありません。ICTは各種施策を検討・実施する際に不可欠かつ不可分なツールとなっており、この部分だけを取り出してのコストの整理は行っておりません。

(意見55) 「4(2)イ 進捗管理方法」において、「(ア)情報化計画の事務事業の進捗状況の評価」、「(イ)計画の見直し」の方法が記載されていますが、この2点は毎年実施されるのでしょうか。また、評価結果の公表や見直し内容に対する意見の募集・結果の公表等、市民参加・市民協働の観点でどのように推進するのでしょうか。

(市の考え方)

事務事業の進捗状況の評価は毎年実施いたします。計画の見直しについては、計画の中間年度となる平成30年度に実施予定の中間評価の中で市民の方へのアンケートや学識経験者からの評価により実施する予定です。

明確に記載がされておらず分かりづらい表現となっているため、それぞれ修正させていただきます。意見59にある茅ヶ崎市地域情報化計画の本計画の中での表現を地域情報化計画に統一する修正も合わせて行わせていただきます。

なお、進捗状況の評価については公表する予定です。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
62ページ イ進捗管理方法 (ア)地域情報化計画の <u>年度ごとの進捗状況</u> の評価 1行目	62ページ イ進捗管理方法 (ア)___情報化計画の <u>事務事業の進捗状況</u> の評価 1行目

<p>地域情報化計画の_____進捗状況の評価は様々な観点から毎年実施します。</p> <p>63ページ</p> <p>① 進捗状況調査による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>地域情報化計画の事務事業担当課かいに対して</p> <p>評価者 1行目</p> <p>地域情報化計画の事務事業担当課かい</p> <p>② 学識経験者による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>学識経験者が地域情報化計画の事務事業</p> <p>③ 地域情報化部会による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>地域情報化部会が地域情報化計画の事務事業</p> <p>④ 電子市役所推進本部幹事会による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>電子市役所推進本部幹事会が地域情報化計画の事務事業</p> <p>⑤ 電子市役所推進本部会議による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>電子市役所推進本部会議が地域情報化計画の事務事業</p>	<p>_____情報化計画の事務事業の進捗状況の評価は様々な観点から適宜実施します。</p> <p>63ページ</p> <p>① 進捗状況調査による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>_____情報化計画の事務事業担当課かいに対して</p> <p>評価者 1行目</p> <p>_____情報化計画の事務事業担当課かい</p> <p>② 学識経験者による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>学識経験者が_____情報化計画の事務事業</p> <p>③ 地域情報化部会による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>地域情報化部会が_____情報化計画の事務事業</p> <p>④ 電子市役所推進本部幹事会による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>電子市役所推進本部幹事会が_____情報化計画の事務事業</p> <p>⑤ 電子市役所推進本部会議による評価</p> <p>表中</p> <p>内容 1行目</p> <p>電子市役所推進本部会議が_____情報化計画の事務事業</p>
--	---

修正後	修正前
<p>64ページ～65ページ</p> <p>(イ) <u>地域情報化計画の中間評価・見直し</u></p> <p>地域情報化計画については、5年間の実施期間の中間地点となる平成30年度に中間評価と見直しを実施することを予</p>	<p>64ページ～65ページ</p> <p>(イ) <u>計画の見直し</u></p> <p>茅ヶ崎市地域情報化計画の事務事業を適切に進捗させるため、1月の地域情報化部会、2月の電子市役所推進本部幹事</p>

<p>定しています。</p> <p><u>①中間評価・見直しの基準</u> 見直しの基準は次のとおりです。</p> <p><u>i) 事務事業進捗状況評価結果</u></p> <p>地域情報化計画の事務事業の進捗状況の評価結果を基に、<u>必要に応じて</u>計画を見直します。</p> <p><u>ii) 他計画との調整</u> 総合計画、茅ヶ崎市情報システム最適化計画など他計画の進捗状況を確認し、これらの計画の方向性と差異が生じた場合、新しい状況に合わせて計画を見直します。</p> <p><u>iii) ICT 環境の変化</u> ICT 環境は変化するため情勢を注視し、必要に応じて調査分析を行う必要があります。このことにより差異が生じた場合、新しい環境に合わせて計画を見直します。</p> <p><u>②中間評価・見直しの進め方</u> 平成 29 年度までの進捗状況調査による評価、ICT 環境の変化や平成 30～32 年度を 実行期間として予定している総合計画第 4 次実施計画等と整合性をとった平成 30 年 度以降の地域情報化計画について、学識経 験者やアンケート等による評価を行い、そ の結果を踏まえて必要に応じた見直しを 実施します。</p>	<p><u>会・本部会議において計画の見直しを 実施します。</u></p> <p>見直しの基準は次のとおりです。</p> <p><u>①事務事業進捗状況評価結果による見 直し</u> 地域情報化計画の事務事業の進捗状況の 評価結果を基に、<u> </u>計画を見直 します。</p> <p><u>②他計画との調整による見直し</u> 総合計画、茅ヶ崎市情報システム最適 化計画など他計画の進捗状況を確認し、 これらの計画の方向性と差異が生じた場 合、新しい状況に合わせて計画を見直し ます。</p> <p><u>③ICT 環境の変化による見直し</u> ICT 環境は変化するため情勢を注視し、 必要に応じて調査分析を行う必要があり ます。このことにより差異が生じた場合、 新しい環境に合わせて計画を見直しま す。</p>
---	---

(意見56) 別紙1の継続となった取り組み項目と別紙2の関係不明瞭。(例) ①公共端末の設置は別紙2のどの事務事業か? プロジェクト名はあるか? それは何か? ①と②メール配信システムは別紙2と同上? 継続取組項目(全38)と別紙2の対応表を求める。(落ちはないか?)

(市の考え方)

ちがさき情報化プランとの関係性につきましては、22ページの「図3-1各事務事業とちがさき情報化プランとの関係」で示しております。

(意見57) H25年度に中間報告書とあるが別紙1はH26年度評価である。中間報告書はどこにあるのか?

(市の考え方)

ちがさき情報化プランの中間報告書はホームページに掲載しております。本計画では、計画策定時における最新の評価として平成26年度の評価を掲載することとしております。

■ 計画策定方法に関する意見(2件)

(意見58) 茅ヶ崎市地域情報化計画の策定にあたっては、専門分野の担当部署に分けて調査研究を進めることと思われませんが、その時の担当部署間の考え方のレベル合わせを十分行いまとめることを望む所であります。また必要に応じて市民の意向を聞く場をつくり、その意向を反映させる方法が取れば良いと思います。その他、他の市町村との整合性を十分配慮してまとめる必要があると思われま。

(市の考え方)

本計画の策定に当たりましては、情報化プラン部会を中心に昨年度より検討を進めており、部会の開催やヒアリング等を実施し、意識共有を図っております。

市民の方の意見を聞く場といたしましてはこのパブリックコメントの他、茅ヶ崎市地域情報化懇談会を開催いたしました。ここでは、学識経験者、学生、茅ヶ崎市を活動基盤とした特定非営利活動法人関係者、茅ヶ崎市在住でコンピュータ関連の職にある方から計画に対して個々の意見を聞き、計画策定の参考にさせていただいております。

他の市町村の状況につきましても適宜確認をしております。

(意見59) 当パブリックコメントの実施に当たり説明会等は実施できなかったのでしょうか。12月市議会では当局よりパブコメの実施があったと思います。また、説明会周知についても十分に実施して欲しいです。

(市の考え方)

12月市議会の中で本計画のパブリックコメントの実施については議案等になっておりません。

また、本計画はちがさき情報化プランを更新した計画という位置付けであり、市として初めて作成される計画ではないこと、計画に記載されている事務事業は現在策定を進めている総合計画第3次実施計画に位置づけられている実施計画事業との整合性を図っており、総合計画第3次実施計画において地区別懇談会等を開催していることから本計画として説明会等は実施しておりません。

■ 文言の修正に関する意見 (12件)

(意見60) 用語集がないので脚注が必要。ICTのスペルアウト。

(市の考え方)

ご指摘いただいた文言のスペルアウトの記載につきましては、文中に説明を追記します。

◆ 修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>3ページ</p> <p>1 茅ヶ崎市地域情報化計画の策定にあたって</p> <p>(1) 茅ヶ崎市の情報化理念</p> <p>茅ヶ崎市では、だれもが情報にふれ、いかし、そして、つながる豊かで暮らしやすい地域社会を創造するため、情報通信技術 <u>(ICT: Information and Communication Technology)</u> を活用し、市民・団体・事業者などと協働・連携したまちづくりに取り組んでいきます。</p>	<p>3ページ</p> <p>1 茅ヶ崎市地域情報化計画の策定にあたって</p> <p>(1) 茅ヶ崎市の情報化理念</p> <p>茅ヶ崎市では、だれもが情報にふれ、いかし、そして、つながる豊かで暮らしやすい地域社会を創造するため、情報通信技術_____を _____を活用し、市民・団体・事業者などと協働・連携したまちづくりに取り組んでいきます。</p>

(意見6 1) 地域情報化計画は5年スパン⇔第3次・第4次で5年スパンである。

4ページ、6ページで「第3次実施計画」とあるが5ページの「地域情報化計画の実施期間」の中であるように「第3次・第4次」と表現を統一するべき。

(市の考え方)

ご指摘いただいたとおり修正した方が分かりやすいと考えますので、修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>4ページ</p> <p>(3) 地域情報化計画の位置付け</p> <p>1行目～4行目</p> <p>、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画、<u>今後策定が予定される第4次実施計画と整合するよう</u>、また、国や神奈川県の情報化の方針を考慮しながら整理しています。</p> <p>図1-1 地域情報化計画と他の計画等との関連図</p> <p>図中</p> <p>茅ヶ崎市総合計画</p> <p>第3次・第4次実施計画</p>	<p>4ページ</p> <p>(3) 地域情報化計画の位置付け</p> <p>1行目～4行目</p> <p>、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画_____、また、国や神奈川県の情報化の方針を考慮しながら整理しています。</p> <p>図1-1 地域情報化計画と他の計画等との関連図</p> <p>図中</p> <p>茅ヶ崎市総合計画</p> <p>第3次実施計画</p>

修正後	修正前
<p>6ページ</p> <p>2 地域情報化計画策定の考え方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>3行目～5行目</p> <p>、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画、<u>今後策定が予定される第4次実施計画</u>、国や神奈川県の方針等を加味して計画策定を<u>行っています</u>。</p>	<p>6ページ</p> <p>2 地域情報化計画策定の考え方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>3行目～5行目</p> <p>、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画_____、国や神奈川県の方針等を加味して計画策定を<u>行っています</u>。</p>

(意見6 2) 計画名の表現がバラバラ⇒要統一。多数の頁にあり、要見直し。

(例) 「地域情報化計画」：地域情報化計画、情報化計画等。

ちがさき情報化プランも同様である。

(市の考え方)

ご指摘のとおり茅ヶ崎市地域情報化計画については、「地域情報化計画」、ちがさき情報化プランについては、「ちがさき情報化プラン」に文中の表現を統一します。

また、見直しをさせていただいたところ、別紙1にあるちがさき情報化プランの項目名及び評価の修正、補足説明の追加がありましたので合わせて修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
5 ページ (4) 地域情報化計画の実施期間 3 行目 地域情報化計画は 7 行目 また、 <u>地域</u> 情報化計画に規定した 図 1-2 中 総合計画実施計画 第 3 次・第 4 次 (地域情報化計画取組項目を反映)	5 ページ (4) 地域情報化計画の実施期間 3 行目 ____情報化計画は 7 行目 また、____情報化計画に規定した 図 1-2 中 総合計画実施計画 第 3 次・第 4 次 (____情報化計画取組項目を反映)

修正後	修正前
7 ページ (2) 地域情報化計画策定の流れ ア 課題の総括と <u>地域</u> 情報化計画における 課題の明確化 8 ページ 4 行目 、____地域情報化計画においても	7 ページ (2) 地域情報化計画策定の流れ ア 課題の総括と____情報化計画における 課題の明確化 8 ページ 4 行目 、茅ヶ崎市地域情報化計画においても

修正後	修正前
9 ページ (2) 地域情報化計画策定の流れ	9 ページ (2) 地域情報化計画策定の流れ

イ ちがさき情報化プラン施策などの総括 20行目から21行目 2年間の延長期間においてちがさき情報化 プランのプロジェクトを	イ ちがさき情報化プラン施策などの総括 20行目から21行目 2年間の延長期間において_____情報化 プランのプロジェクトを
---	--

修正後	修正前
20ページ 3 地域情報化計画の施策 (1) 施策の全体像 1行目 前項までの検討内容をもとにした地域情報 化計画の施策	20ページ 3 ____情報化計画の施策 (1) 施策の全体像 1行目 前項までの検討内容をもとにした____情報 化計画の施策

修正後	修正前
51ページ (2) 施策の詳細 ウ ICTを活用した効率的な行政経営 (ア) ICTによる行政経営の見直し 事務事業⑦ 情報セキュリティの強化 iii) ちがさき情報化プランとの関連 1行目 ちがさき情報化プランにおいて、	51ページ (2) 施策の詳細 ウ ICTを活用した効率的な行政経営 (ア) ICTによる行政経営の見直し 事務事業⑦ 情報セキュリティの強化 iii) ちがさき情報化プランとの関連 1行目 _____情報化プランにおいて、

修正後	修正前
55ページ 4 地域情報化計画の推進にあたって (1) 地域情報化計画の実行指針 1行目 地域情報化計画に定めた施策については、	55ページ 4 ____情報化計画の推進にあたって (1) ____情報化計画の実行指針 1行目 ____情報化計画に定めた施策については、

修正後	修正前
59ページ (2) 地域情報化計画の推進体制 ア組織 1行目	59ページ (2) ____情報化計画の推進体制 ア組織 1行目

<p>地域情報化計画を推進させるために、 図4-1 図名 地域情報化計画推進における組織構成 60ページ (ア) 事務事業担当課かい 1行目 地域情報化計画の事務事業担当課かいは、 (イ) 地域情報化部会 ①部会における報告事項 1行目～2行目 部局における地域情報化計画の事務事業の 進捗状況を報告し、 ②部会における審議事項 1行目 、地域情報化計画の事務事業の</p>	<p>____情報化計画を推進させるために 図4-1 図名 ____情報化計画推進における組織構成 60ページ (ア) 事務事業担当課かい 1行目 ____情報化計画の事務事業担当課かいは、 (イ) 地域情報化部会 ①部会における報告事項 1行目～2行目 部局における____情報化計画の事務事業の 進捗状況を報告し、 ②部会における審議事項 1行目 、____情報化計画の事務事業の</p>
---	--

修正後	修正前
<p>別紙1 1ページ 施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (ア) 地域の情報通信環境の整備 具体プロジェクト 小・中学校における情報通信環境の整備 プラン総括 <u>「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ 」作成時に目標達成のため完了としていま すが、今後のICT技術の発展を見込み地域情 報化計画でも継続して検討します。</u> 施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (イ) 市民の情報活用スキルの育成 具体プロジェクト パソコン等を活用した授業環境の整備 プラン総括 「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ</p>	<p>別紙1 1ページ 施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (ア) 地域の情報通信環境の整備 具体プロジェクト 小・中学校における情報通信環境の整備 プラン総括 <u>「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ 」作成時に完了としています。</u> 施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (イ) 市民の情報活用スキルの育成 具体プロジェクト パソコン等を活用した授業環境の整備 プラン総括 「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ</p>

<p>」作成時に目標達成のため完了としていますが、今後のICT技術の発展を見込み地域情報化計画でも継続して検討します。</p> <p>施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (ウ) 特定の端末によらない情報化の推進 具体プロジェクト 携帯電話を活用した市民サービスの提供 プラン総括 「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ</p> <p>」作成時に目標達成のため完了としていますが、今後のICT技術の発展を見込み地域情報化計画でも継続して検討します。</p>	<p>」作成時に完了としています。</p> <p>施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (ウ) 特定の端末によらない情報化の推進 具体プロジェクト 携帯電話を活用した市民サービスの提供 プラン総括 「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ</p> <p>」作成時に完了としています。</p>
<p>2 ページ 施策展開の柱 イ 誰もがICTを暮らしにいかす 施策 (エ) 市民向けの情報提供内容の充実 評価 <u>B</u> 具体プロジェクト SNSの活用 評価 <u>B</u></p>	<p>2 ページ 施策展開の柱 イ 誰もがICTを暮らしにいかす 施策 (エ) 市民向けの情報提供内容の充実 評価 <u>A</u> 具体プロジェクト SNSの構築 評価 <u>A</u></p>

(意見63) 5ページに期間の「対象」とあるが「対照」又は「対比」の誤りでないか。

(市の考え方)

ご指摘のとおり誤字ですので、修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>5 ページ (4) 地域情報化計画の実施期間 図1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の<u>対照</u></p>	<p>5 ページ (4) 地域情報化計画の実施期間 図1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の<u>対象</u></p>

(意見64) 5ページに「システム運用保守期間」とあるが「情報システム運用保守期間」の誤りでないか。

(市の考え方)

ご指摘のとおり表現を統一した方が分かりやすいと考えますので、修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
5ページ (4)地域情報化計画の実施期間 図1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の対照の補足説明 ※ 基幹系の情報システム最適化計画は計画期間を22～27年度、 <u>情報システム運用保守期間を27年2月～31年12月</u> としています。	5ページ (4)地域情報化計画の実施期間 図1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の対照の補足説明 ※ 基幹系の情報システム最適化計画は計画期間を22～27年度、 <u>_____システム運用保守期間を27年2月～31年12月</u> としています。

(意見65) 文言・文句の説明がなされていない。

(例) 5頁の基幹系、内部系について脚注の余白があるのになされていない。

(市の考え方)

ご指摘いただいた文言に対する脚注への用語説明につきまして、追記します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
5ページ 脚注の説明 1 基幹系:住民情報全般を扱う情報システムの <u>こと。</u> 2 内部系:職員が内部事務を行うための情報システムの <u>こと。</u>	5ページ 脚注の説明 _____ _____ _____

(意見66) 「各課かいにおける」の意味がわかりませんでした。

(意見67) 担当課かい⇒市民にわかりづらいので要脚注

(市の考え方)

ご指摘いただいた文言に対する脚注への用語説明につきまして、追記します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
9 ページ 脚注の説明 8 課かい：教育委員会、農業委員会、選挙 管理委員会等を含めた市の組織のこと（以 下脚注への記載は省略します。）。	9 ページ 脚注の説明

（意見68）17ページのアクセスポイントの説明の中でアクセスポイントが重複している。

（市の考え方）

ご指摘いただいたとおり、誤りですので修正します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
17ページ 脚注の説明 アクセスポイント（再掲）： 無線 LAN 端末を相互に接続したり、他 のネットワークに接続する無線機の一つ。	17ページ 脚注の説明 アクセスポイント（再掲）：アクセスポイン ト；無線 LAN 端末を相互に接続したり、他 のネットワークに接続する無線機の一つ。

（意見69）12ページにあるネットワーク⇒ローカルエリア・ネットワークに要訂正。
（17ページも要訂正）

（市の考え方）

無線 LAN を正しく訳すとご指摘のとおりローカルエリアネットワークとなりますが、ローカルエリアネットワークという単語を明記すると、企業等、接続者が限定された閉鎖されたネットワークという印象を与え、公衆無線 LAN のようなサービスが含まれていないような誤解を与える可能性がありますので、このままの表現とさせていただきます。

（意見70）16ページにあるG空間の脚注を要する

（市の考え方）

「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」から引用してきたものとなります。この中ではG空間の説明として「ナノテクノロジー、バイオテクノロジーと並び将来が期待される三大重要科学技術分野の一つとされている「地理空間情報技術」（＝

Geotechnology)の頭文字のGを用いた、「地理空間(情報)」の愛称。」とされておりますが、計画の中では「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」の概要の紹介を目的としておりますので、文言に対する脚注での説明は控えさせていただきます。

(意見71) 別紙1:完了の総括に2種類ある(コメント有とコメント無)どう異なるのか?

ア(イ) ②個人情報保護の確保 完了 コメント無し

イ(ア) ⑥個人情報保護の確保 完了 予定通りの計画

(市の考え方)

ア(イ)については、①・②をあわせたコメントとして記載しています。

■電子自治体に関する意見(1件)

(意見72) 電子自治体の進捗は全国的に低調と公表されている。茅ヶ崎市の進捗実績を年度毎に公表してほしい。クラウド導入以前の問題整理と対応を問う。

(市の考え方)

電子自治体の進捗としては本市の場合、本計画(平成27年度までは、ちがさき情報化プラン)の進捗評価の報告書が当てはまります。報告書は、ホームページで公開しています。

クラウド導入以前の問題として、全国市町村において、法改正対応を含む情報システム費用が高額な点があげられていました。この問題への対応として、自治体クラウド導入が総務省主導で進められ、平成22・23年度に実施された自治体クラウド開発実証(6道府県78市町村等が参加)の成功に後押しされる形で全国市町村で導入が進められています。自治体クラウドへの移行により、一般的に費用削減が可能だと言われております。しかしながら、自治体毎に業務のフローは異なっており、このことを全国的に統一していくことは困難を伴うケースが多くあります。

本市につきましても導入を検討しましたが、業務フローの変更にかかる事務量やリスクを考慮し効果に見合わない判断したため、導入を見送りました。

■その他に関する意見(1件)

その他1件のご意見をいただきました。